

第3次県立特別支援学校整備計画（案）

令和4年1月

千葉県教育委員会

目 次

第1章 計画策定について

| | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 計画策定の必要性 | 1 |
| 2 | 第3次整備計画の期間 | 2 |
| 3 | 第3次整備計画の性格 | 2 |
| 4 | 第3次推進基本計画との関連性 | 2 |

第2章 これまでの在籍者数の増加に伴う過密状況と整備

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第1節 | 県立特別支援学校整備計画（第1次整備計画） | 4 |
| 1 | 第1次整備計画策定の背景 | 4 |
| 2 | 第1次整備計画に基づく具体的な取組及び課題 | 4 |
| 第2節 | 第2次県立特別支援学校整備計画（第2次整備計画） | 7 |
| 1 | 第2次整備計画の概要 | 7 |
| 2 | 第2次整備計画に基づく具体的な取組 | 8 |
| 3 | 第2次整備計画の評価と今後の課題 | 10 |

第3章 第3次県立特別支援学校整備計画の基本的な考え方と具体的な取組

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 第1節 | 県立特別支援学校における過密状況について | 11 |
| 1 | 過密状況の現状について | 11 |
| (1) | 知的障害特別支援学校の状況 | 11 |
| (2) | 肢体不自由特別支援学校の状況 | 12 |
| (3) | 受入規模について | 14 |
| (4) | 現在の過密状況を改善するために必要な対応人数 | 14 |
| 2 | 在籍者数の推移と今後の見通しについて | 15 |
| (1) | これまでの在籍者数の推移について | 15 |
| (2) | 今後の児童生徒数の見通し | 16 |
| ① | 児童生徒数の推計方法について | 16 |
| ② | 今後の児童生徒数の見通しについて | 16 |
| (3) | 児童生徒数増への対応に必要な対応人数について | 17 |
| (4) | 県立特別支援学校在学率の状況 | 19 |
| 3 | 特別支援学校設置基準について | 21 |

| | | |
|-----|------------------------------|-----|
| 第2節 | 今後の対応 | 2 2 |
| 1 | 取組について | 2 2 |
| | (1) 取組Ⅰ「現在の過密状況への対応」 | 2 2 |
| | (2) 取組Ⅱ「今後見込まれる在籍児童生徒数増への対応」 | 2 2 |
| 2 | 手法及び具体的対応について | 2 2 |
| | (1) 手法について | 2 2 |
| | (2) 具体的な対応について | 2 3 |
| | ①前期計画 | 2 3 |
| | ②後期計画 | 2 4 |
| | ③設置基準への対応 | 2 4 |
| 第3節 | 整備に係る課題 | 2 5 |

第1章 計画策定について

1 計画策定の必要性

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。また、発達障害も含めて特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。

本県においても、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、生涯にわたる一人一人のライフステージに応じた適切な支援を行うため、「千葉県特別支援教育推進基本計画（以下、「推進基本計画」という。）」を策定し、特別支援教育の推進を図ってきました。一方で、特別支援学校での教育に対する期待や信頼感の高まりから、特別支援学校の在籍者数が急激に増加したため、知的障害特別支援学校を中心に、過密状況^{注1}が続いています。

そこで、県教育委員会では、「県立特別支援学校整備計画」（以下、「第1次整備計画」という。）に引き続き、平成29年10月に「第2次県立特別支援学校整備計画」（以下、「第2次整備計画」という。）を策定し、新設校1校を設置し、増築4校を行うなど、教室不足や施設の狭隘化への対応を進めてきました。

各地域の過密状況について、現在の在籍者数や学部、普通学級、重複学級等の構成から各地域の受入規模を見直した上で、今後、10年間を見通してみると、令和3年度現在、5,796人である県立特別支援学校の在籍者数は今後もしばらく増加し、令和8年度にピークを迎える見込みです。その後、在籍者数は減少に転じるものの、令和3年度の在籍者数を下回ることとはなく、今後も県立特別支援学校の受入規模を大きく上回る在籍者数が見込まれることから、現在の過密状況が継続するものと考えられます。地域ごとの状況を分析すると、過密状況の緩和が図られる地域がある一方で、引き続き、都市部を中心に対応を要する地域が見込まれます。

このような課題に対応するため、今後も県立特別支援学校の計画的な整備が必要であることから、第2次整備計画に続く計画として「第3次県立特別支援学校整備計画」（以下、「第3次整備計画」という。）を策定することとしました。

注1 過密状況

在籍者数の増加に伴い、教室不足や施設の狭隘化^{きょうあいか}（体育館、食堂、職員室等が手狭になっている状況）が生じている状況。

2 第3次整備計画の期間

「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」（以下、「第3次推進基本計画」という。）の計画期間と合わせ、令和4年度を初年度とし、10年後の令和13年度を目標年次とします。

3 第3次整備計画の性格

本計画は、今後10年間の県立特別支援学校の過密状況の解消に向けた取組に関する基本的な考え方及び具体的な取組を示すものです。実施に当たっては、10か年の在籍者数の増減及び過密状況を見極めることは困難であることから、第2次整備計画の継続事業を優先して取り組むとともに、令和4年度から令和8年度まで（前期）と、令和9年度から令和13年度まで（後期）に分けて推進することとします。後期計画の具体的対応については、中間年の令和8年度に中間評価を行った上で必要に応じて計画全体を見直し、検討することとします。

なお、各県立特別支援学校の教室の使用状況や学校を取り巻く状況、各校の今後の児童生徒数の増減について引き続き注視し、状況の急変等により、過密状況の解消に向けた対応が必要になった県立特別支援学校については、その状況に応じて必要な対応を検討することとします。

4 第3次推進基本計画との関連性

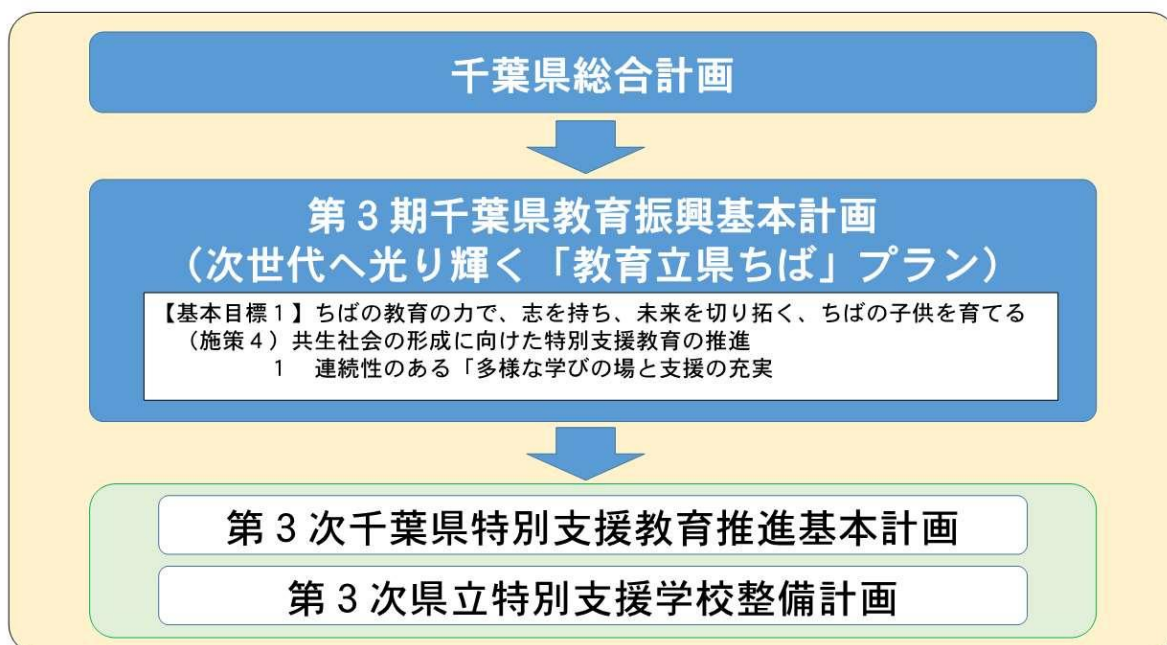
「県立特別支援学校整備計画」は、「千葉県教育振興基本計画」に位置付けられた、特別支援教育の推進に係る基本的かつ総合的な計画として策定する「推進基本計画」のうち、県立特別支援学校の整備に係る具体計画として策定するものです。（図1）

第3次推進基本計画では、県立特別支援学校の計画的な整備について、第3章「Ⅱ特別支援学校の整備と機能の充実」に位置付けており、「具体計画として策定する『第3次県立特別支援学校整備計画』に基づき、引き続き特別支援学校の過密状況への対応を進めるとともに、設置基準の趣旨に鑑み、教育環境の改善を図れるよう、計画的に対応を進めて」いくこととしています。

この方向性を踏まえ、県立特別支援学校における過密状況解消を目指して、第2次整備計画に続く第3次整備計画を策定し、「第3次推進基本計画」と合わせ、過密状況にある地域の県立特別支援学校への対応を計画的に進めていきます。

また、本計画を本県の「集中取組計画」^{注2}と位置付け、県立特別支援学校における教室不足の解消に向けた総合的・計画的な取組をより一層推進するよう努めます。

[図 1] 各種計画の関係



注2 「集中取組計画」

特別支援学校における教室不足の解消に向け、文部科学省から「特別支援学校における教室不足の解消について（通知）」（令和2年1月31日付け元施設助第8号施設助成課長・特別支援教育課長連名通知）等により策定を要請されたもの。令和2年度から令和6年度までの期間において、教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための計画（以下、「集中取組計画」という。）をできる限り早い時期までに策定し、総合的・計画的な取組をより一層推進するように求められている。

第2章 これまでの在籍者数の増加に伴う過密状況と整備

第1節 県立特別支援学校整備計画（第1次整備計画）

1 第1次整備計画策定の背景

平成19年4月に特別支援教育が学校教育法に位置付けられ、その理念が浸透していくとともに、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある多様な学びの場の環境が整備され、一人一人の子供がその力を発揮できる取組も充実してきました。

県立特別支援学校においては、知的障害特別支援学校を中心に、在籍者数が急激に増加したことから、過密状況が生じるようになりました。肢体不自由特別支援学校では、在籍者数の増加は緩やかであったものの、重複障害児童生徒^{注3}の増加が著しく、知的障害特別支援学校と同様に過密状況が生じました。

そこで、県立特別支援学校の在籍者数の増加及びそれに伴う教室不足や施設の狭隘化に対応するため、平成23年度から5年間の計画として「第1次整備計画」を策定しました。計画時の対応予定人数は平成22年度時点での過密分及び今後の児童生徒数の増加分を合わせて、1,712人としました。

2 第1次整備計画に基づく具体的な取組及び課題

「第1次整備計画」では、過密状況への対応が急務であったことから、該当校の校舎増築のほかに、新たに用地を取得して校舎を新築する手法に比べて短い期間で整備が可能な、使用しなくなった県立高等学校の校舎や、市町村立小・中学校の校舎を活用し、新たな県立特別支援学校を開校しました。また、生徒の職業的自立を目指す高等部専門学科、高等部普通科職業コースも設置しました。このことにより、中学校の特別支援学級から県立特別支援学校の高等部に進学する生徒数の増加傾向に対応しました。

第1次整備計画では、新設校8校、分校2校を新たに設置し、1校で増築を行うことで、1,240人程度の幼児児童生徒が受入可能となり、過密状況への対応を進めることができました。（表1）

しかしながら、計画時の対応人数である1,712人分の整備を全て完了することはできず、472人分の整備を継続して行う必要が生じました。また、第1次整備計画終了年度に改めて今後の児童生徒数の推移について推計したところ、今後も増加が見込まれたことから、引き続き、知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校の過密への対応を図る必要がありました。



【旧県立高等学校の校舎を活用した新設校】
(船橋夏見特別支援学校)



【旧市立小学校の校舎を活用した新設校】
(飯高特別支援学校)



【高等部専門学科の実習室】
(湖北特別支援学校)

注3 重複障害児童生徒

重複障害児童生徒とは「文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童生徒」のことである。具体的には、学校教育法施行令第22条の3で規定された程度の視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱を二以上併せ有する児童生徒のことである。

(表1) 第1次整備計画に基づく整備

| 年度 (平成) | 学 校 名 | 学校種等 | 受入 規模 | 所在地域 | 備 考 |
|---------------------|--------------------|-----------------------------|----------|-------|--|
| 24年度 | 特別支援学校 市川大野高等学園 | 知的障害 高等部 専門学科 | 288人 | 千葉・葛南 | 旧県立高等学校校舎を 活用 |
| | 印旛特別支援学校 さくら分校 | 知的障害 高等部 普通科職業 コース | 48人 | 北総 | 県立佐倉南高等学校内 に分校を設置 |
| 25年度 | 安房特別支援学校 館山聾分校 | 知的障害 高等部 普通科職業 コース | 24人 | 南房総 | 旧県立館山聾学校教室 を活用 |
| 26年度 | 野田特別支援学校 (増築) | 知的障害 小・中・ 高等部 | 96人 | 東葛飾 | 校舎の増築 |
| | 湖北特別支援学校 | 知的障害 高等部 普通科 | 142人 | 東葛飾 | 旧県立高等学校校舎を 活用、我孫子特別支援 学校高等部を移転 (27年度設置) |
| 高等部 専門学科 | | 48人 | | | |
| 27年度 | 習志野特別支援学校 | 知的障害 小学部 | 42人 | 千葉・葛南 | 旧習志野市立幼稚園 園舎を活用、八千代 特別支援学校の通学区 域を分離 |
| | 船橋夏見特別支援学校 | 肢体不自由 中・高等部 | 83人 | 千葉・葛南 | 旧県立高等学校校舎を 活用、船橋特別支援 学校中学部・高等部を 移転 |
| | 矢切特別支援学校 | 知的障害 小・中・ 高等部 | 180人 | 東葛飾 | 旧県立高等学校校舎を 活用、つくし特別支援 学校の通学区域を分離 |
| | 飯高特別支援学校 | 知的障害 小・中・ 高等部 | 42人 | 北総 | 旧匝瑳市立小学校校舎 を活用、香取・八日市場 特別支援学校の通学区 域を分離 |
| | 大網白里特別支援学校 | 知的障害 小・中・ 高等部普通 科 | 114人 | 東上総 | 旧県立高等学校校舎を 活用、東金・長生特別 支援学校の通学区域を 分離 |
| 高等部 普通科職業 コース | | 24人 | | | |
| 29年度 | 栄特別支援学校 | 知的障害 小・中・ 高等部 | 109人 | 北総 | 旧栄町立中学校校舎を 活用、印旛・富里特別 支援学校の通学区域を 分離 |
| 合計 | | | 1,240人 | | |

第2節 第2次県立特別支援学校整備計画（第2次整備計画）

1 第2次整備計画の概要

第1次整備計画からの継続事業への対応や、今後の児童生徒数の増加への対応を行う必要があることから、特別支援学校の在籍者数増加に伴う過密状況への対応を進めていくため、「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」の具体計画として、第1次整備計画に続く計画として、「第2次整備計画」を平成29年度から5年間の計画として策定をしました。

「第2次整備計画」では、過密状況の著しい知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校について、以下の3つの手法を用いて過密状況への対応を図ることとしました。

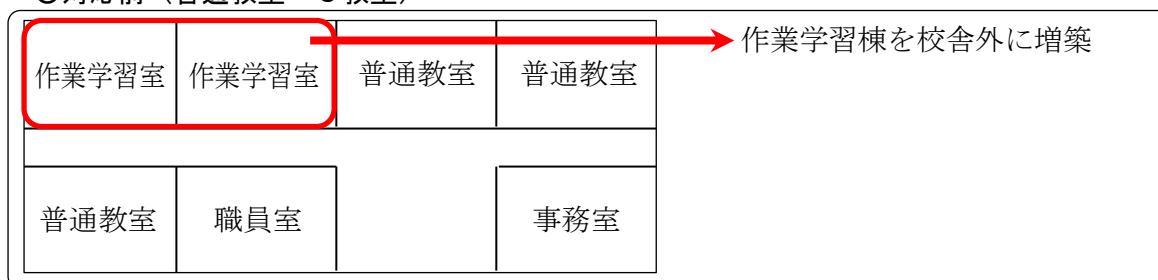
- ・学校の新設（県立学校及び市町村立学校の転用可能な校地、校舎等の活用）
- ・教室棟、作業棟の増築^{注4}（既存の県立特別支援学校の敷地内に増築）
- ・通学区域の調整

注4 「作業棟の増築」による過密状況への対応

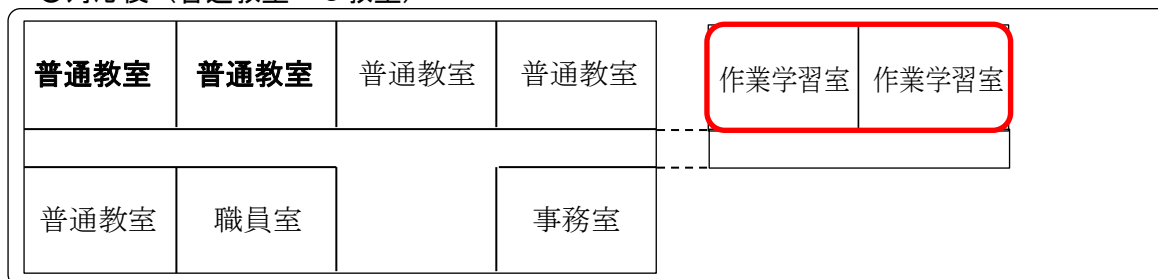
校舎内にある作業学習室を校地内の別の場所に作業学習棟として整備し、今まで作業学習室として使用していた教室を普通教室に再整備することで過密状況を解消する取組。

【例】

○対応前（普通教室 3教室）



○対応後（普通教室 5教室）



2 第2次整備計画に基づく具体的な取組

「第2次整備計画」では、過密状況の著しい知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校について、平成28年度時点の過密状況と令和3年度までの児童生徒数の増加見込みを考慮して対応を行いました。具体的な整備手法としては、県立学校及び市町村立学校の転用可能な校地・校舎等を活用した学校の新設、校舎の増築、及び通学区の調整により対応を進めました。

第2次整備計画では、新設校1校を設置し、4校で増築を行うとともに、市原特別支援学校（知的障害特別支援学校）及び松戸特別支援学校（肢体不自由特別支援学校）の通学区の調整を行いました。これにより、283人程度の幼児児童生徒が受入可能となり、過密状況への対応を進めることができました。（表2）



【県立学校の校地を活用した新設校】
（東葛の森特別支援学校）



【普通教室棟の増築による対応】
（市原特別支援学校）



【作業棟の増築による対応】
（市川特別支援学校）



【作業棟の増築による対応】
（君津特別支援学校）

(表2) 第2次整備計画に基づく整備

| 年度 (令和) | 学校名 | 学校種等 | 受入 規模 | 所在地域 | 備考 |
|------------|----------------------------------|----------------------|----------|-------|--|
| 元年度 | 市川特別支援学校 | 知的障害 小・中・ 高等部 | 30人 | 千葉・葛南 | 作業棟の増築 |
| | 君津特別支援学校 | 知的障害 小・中・ 高等部 | 20人 | 南房総 | 作業棟の増築 |
| 2年度 | 市原特別支援学校 | 知的障害 小・中・ 高等部 | 56人 | 南房総 | 普通教室棟の増築 |
| 4年度 | 桜が丘特別支援学校 | 肢体不自由 小・中・ 高等部 | 57人 | 千葉・葛南 | 普通教室棟の増築 |
| | 東葛の森特別支援学校 | 知的障害 高等部普通 科通科 | 120人 | 東葛飾 | 県立流山高等学園第 二キャンパス敷地内 に新設。柏特別支援学 校の高等部を分離 |
| | 市原特別支援学校 槇の実特別支援学校 | 知的障害 小・中 高等部 | — | 南房総 | 市原特別支援学校の 通学区域を変更注5 |
| | 松戸特別支援学校 矢切特別支援学校 野田特別支援学校 | 肢体不自由 小・中・ 高等部 | — | 東葛飾 | 松戸特別支援学校の 通学区域を変更注6 |
| 合計 | | | 283人 | | |

注5 南房総地域通学区域変更

| 学校 | 障害種 | 変更後の通学区域 |
|-----------|-----|---------------------|
| 市原特別支援学校 | 知的 | 市原市（姉崎地区※を除く） |
| 槇の実特別支援学校 | 知的 | 袖ヶ浦市、 市原市（姉崎地区※） |

※ 姉崎地区は姉崎中学校、姉崎東中学校及び有秋中学校の通学区域をいう。

注6 東葛飾地域通学区域変更

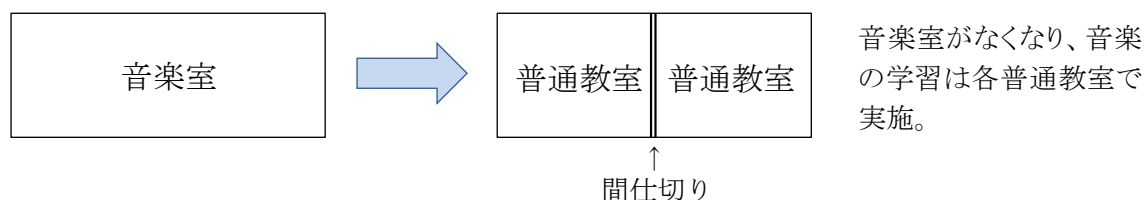
| 学校 | 障害種 | 変更後の通学区域 |
|----------|-----------|---|
| 松戸特別支援学校 | 肢体 不自由 | 松戸市（JR 武蔵野線以東）、鎌ヶ谷市、 柏市（つくばエクスプレス以南）、流山市（つくばエクスプレス以南、JR 武 蔵野線以東）、我孫子市、印西市（印旛地区、本埜地区を除く）、白井市 |
| 野田特別支援学校 | 知的 | 野田市 |
| | 肢体 不自由 | 野田市、柏市（つくばエクスプレス以北）、 流山市（つくばエクスプレス以北） |
| 矢切特別支援学校 | 知的 | 松戸市（概ね JR 武蔵野線から西側の中学校区） |
| | 肢体 不自由 | 松戸市（JR 武蔵野線以西）、 流山市（JR 武蔵野線以西） |

3 第2次整備計画の評価と今後の課題

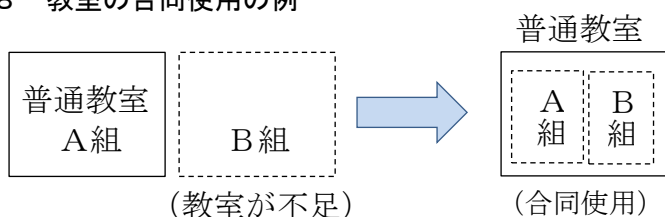
幼児児童生徒の増加傾向は、第2次整備計画策定時の見込みを大きく上回る水準で続いています。第2次整備計画策定時の推計では、令和3年度の県立特別支援学校の在籍者数は5,688人を見込んでいましたが、実績はこれを大きく上回る5,796人となりました。特に知的障害特別支援学校については、推計4,528人のところ実績4,751人、肢体不自由特別支援学校については、推計687人のところ実績707人でした。「第2次整備計画」に基づく整備により、過密状況が緩和された地域もありますが、地域によっては、在籍者数の増加に伴い、特別教室を普通教室に転用^{注7}したり、1つの教室を複数の学級で合同使用^{注8}したりする等、工夫をして対応している学校もあり、依然、過密状況が続いています。また、第1次整備計画で対応済みの県立特別支援学校においても、その後のさらなる在籍者数の増加に伴い受入規模を上回り、過密状況にある学校もあります。

今後は、現在の県立特別支援学校における過密状況の改善や、開発地域の人口増加等により見込まれる県立特別支援学校の児童生徒数増への対応のため、学校の新設や増築等を早急に進めていくことが求められます。そのため、県立学校及び市町村立学校の使用しなくなる校地・校舎等の活用による新設校の設置に加え、既存の学校等に県立特別支援学校を併設する形での対応も検討していく必要があります。併せて、新設校開校までには、関係市町村等との協議や設計、建築工事に相当の期間を要することから、過密状況の対応を行う対象校については、新設校の設置や増築等が完了するまでの間、プレハブ造の校舎の設置等の応急対策を行い、対応が完了するまでの間の教室不足や施設の狭隘化に対応する必要があります。

注7 特別教室の転用の例



注8 教室の合同使用の例



第3章 第3次県立特別支援学校整備計画の基本的な考え方と具体的な取組

第1節 県立特別支援学校における過密状況について

1 過密状況の現状について

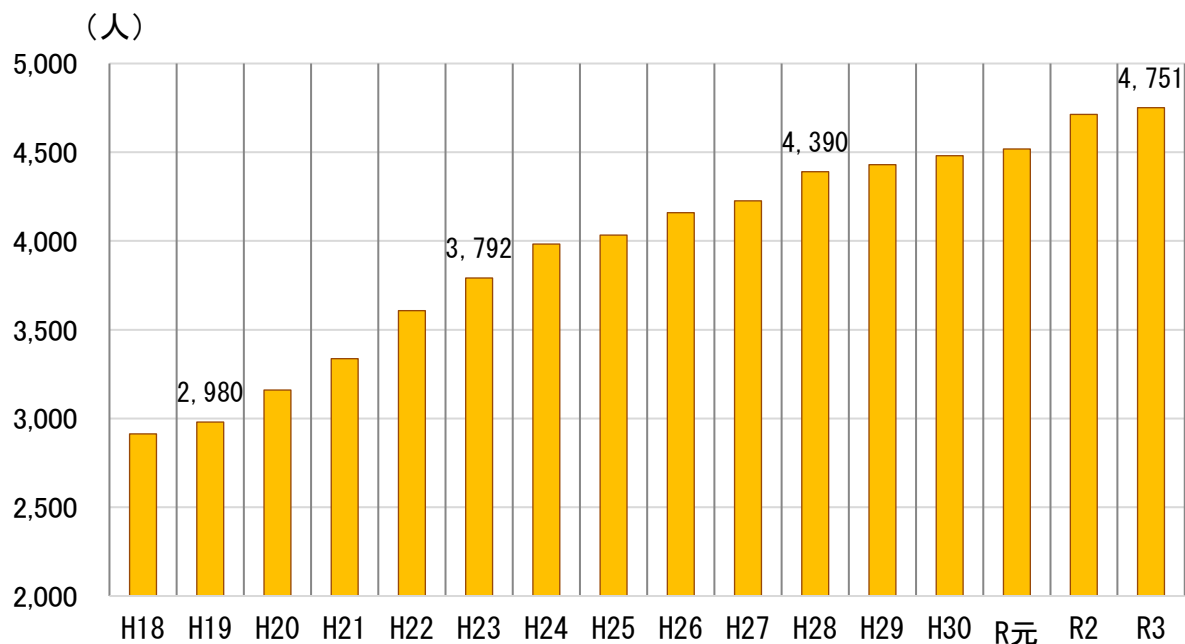
(1) 知的障害特別支援学校の状況

本県の県立知的障害特別支援学校の多くは、昭和54年度の養護学校義務制の実施に合わせ、昭和50年代に設置されました。当時は、小学部、中学部及び高等部で1校当たり100人から150人程度の規模を想定して設置していました。

昭和54年の県立養護学校（知的障害）における在籍者数は921人でした。その後、知的障害特別支援学校全体の在籍者数は年々増加し、学校教育法の一部改正により養護学校から特別支援学校となった平成19年度には2,980人、令和3年度には4,751人となりました。（図2）

教室不足が生じている学校の中には、音楽室や図書室などの特別教室等を普通教室に転用したり、一つの教室を複数の学級で合同使用したりするなどの工夫をして対応している学校もあります。

〔図2〕 県立特別支援学校（知的障害）における在籍者数の推移

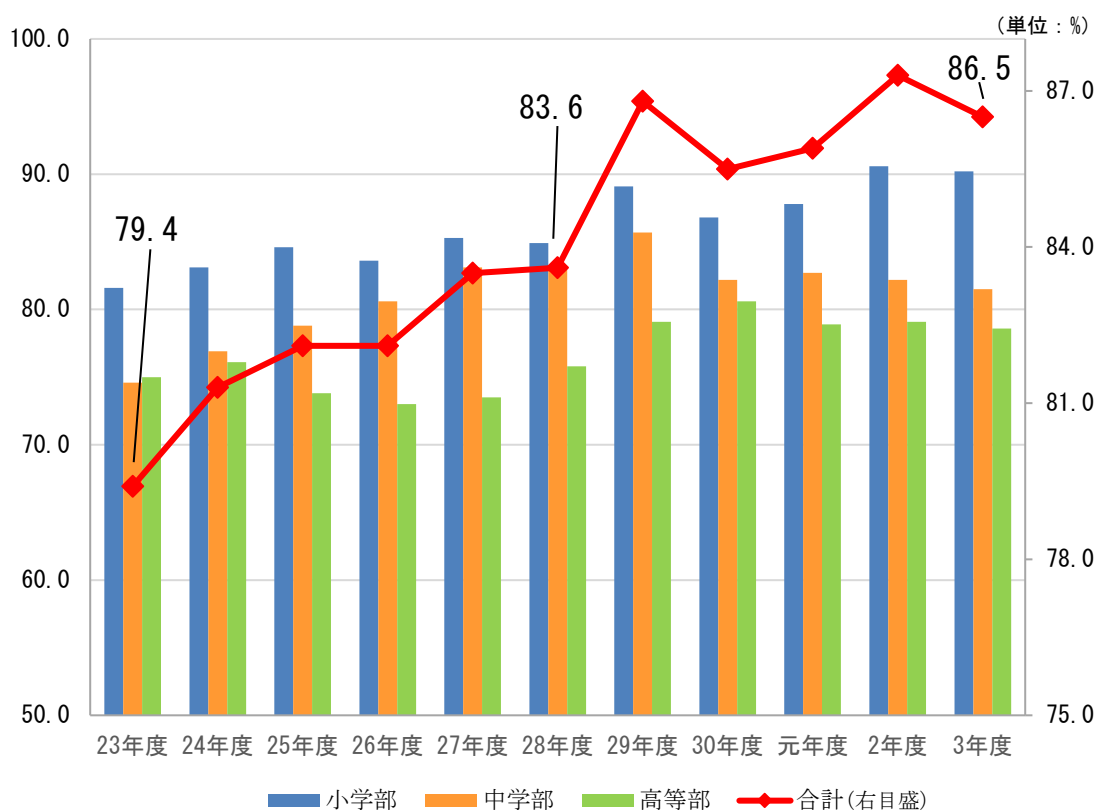


(2) 肢体不自由特別支援学校の状況

本県の県立肢体不自由特別支援学校では、昭和54年度の養護学校義務制実施の頃には、重複学級の割合が2割弱でしたが、令和3年度では、およそ9割が重複学級に在籍しており、過密状況^{注9}となっています。(図3)

また、肢体不自由に伴う身体の動きやコミュニケーション等、一人一人の障害の状態に応じた指導のためのスペースや、可能な限り自らの力で学校生活を送ることができるようにするための日常生活の指導に用いるスペース、多機能化する車いすや姿勢保持用の補助具を用いるためのスペースを設けることが必要であり、教室や廊下等、施設が著しく狭隘化しています。肢体不自由特別支援学校には医療的ケア^{注10}を必要とする児童生徒も多く在籍していることから、教室等に人工呼吸器をはじめとする医療用資機材等を置くスペースも必要です。

【図3】 県立特別支援学校（肢体不自由）における重複学級の割合の推移



注9 特別支援学校の学級編制について

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」と「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」で、その標準が次のように示されている。

| 学部 | 単一障害者の場合 (普通学級) | 重複障害者の割合 (重複学級) |
|-----|--------------------|--------------------|
| 小学部 | 6人 | 3人 |
| 中学部 | 6人 | 3人 |
| 高等部 | 8人 | 3人 |

(例)小・中学部を設置している学校において、ある学年に12人在籍している場合の学級編制

①単一障害者 12人が在籍

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 使用教室 2教室 | 1組 | 2組 |
| | ○ ○ ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ ○ ○ |

②重複障害者 12人が在籍

| | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 使用教室 4教室 | 1組 | 2組 | 3組 | 4組 |
| | ○ ○ ○ | ○ ○ ○ | ○ ○ ○ | ○ ○ ○ |

注10 医療的ケア

「医療的ケア児及びその家庭に対する支援に関する法律」では、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされている。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。なお、学校で教員が医療的ケアを実施する場合には、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として都道府県知事に認定を受けることで、医師の指示の下、看護師等と連携し、医療的ケアのうち、喀痰吸引と経管栄養の一部を行うことができる。

(3) 受入規模について

過密状況解消のためには、その状況や背景をより正確に把握するとともに、在籍児童生徒の障害の状態や各校の教室の使用状況等も加味して対応を検討する必要があります。そこで県教育委員会では、定期的に県立特別支援学校を視察して、県立特別支援学校の施設使用状況の把握に努めています。

過密状況を数値で把握する手法としては、不足教室数を計上する方法がありますが、特別支援学校では幼児児童生徒一人一人の障害の状態を考慮して学級編制が行われることや、重複学級児童生徒の在籍者数によって必要となる普通教室数が異なることから、客観的に不足教室数を把握することが困難です。そこで、県教育委員会では、過密状況を教室数で捉えるのではなく、人数でとらえることとしております。具体的には、学校ごとに過去5年間の在籍者数の状況と学校の開設当初に整備された普通教室数（「保有普通教室」）をもとに指標（「受入規模」）を算定し、各校の在籍者数が受入規模を上回っているか否かで過密状況を判断しています。

受入規模については、年度ごと、学校ごとで在籍者数の状況及び学級編制の状況が異なることから、学校ごとに算定した受入規模を、地域ごとの知的障害、肢体不自由それぞれの受入規模として集計しています。

(4) 現在の過密状況を改善するために必要な対応人数

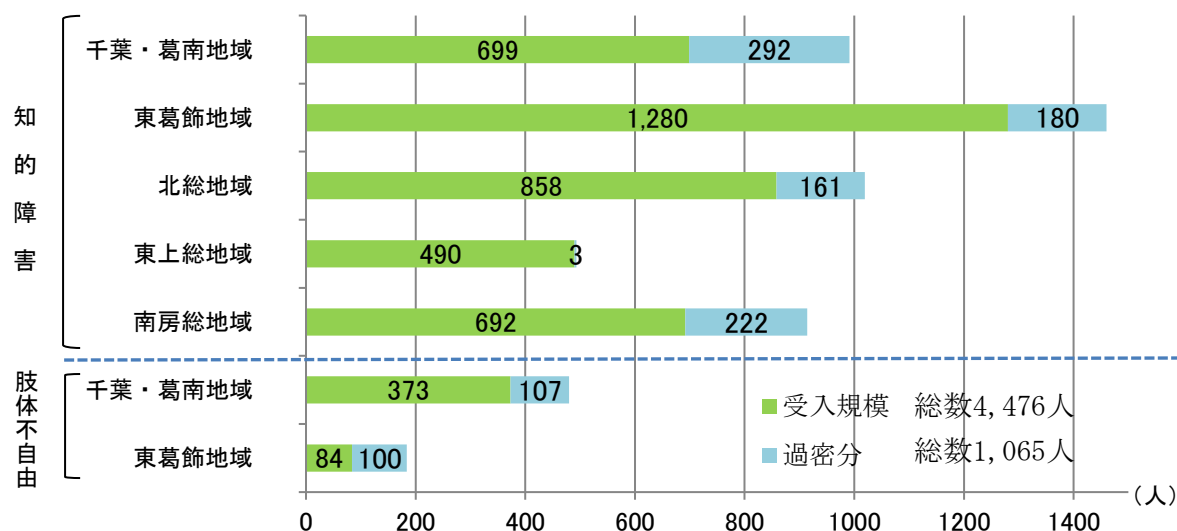
令和3年5月1日現在の、県立知的障害及び肢体不自由特別支援学校の各地域の受入規模と過密状況を示したものが[図4]になります。

障害種別に現在の過密状況を見ると、知的障害特別支援学校においては千葉・葛南地域で292人規模、南房総地域で222人規模の過密状況にあり、それぞれの地域に第2次整備計画で位置付けられた新設校の開校が早期に求められます。

東葛飾地域では、つくばエクスプレス沿線の宅地開発等の人口流入により過密状況にあり、180人規模の対応が必要です。また、第1次整備計画で対応を図ってきた北総地域においても、第2次整備計画策定後における北総鉄道沿線の宅地開発による人口流入等により児童生徒が増加し、161人規模の過密状況となっており、対応が必要です。

肢体不自由特別支援学校においては、千葉・葛南地域で107人規模の過密状況、東葛飾地域で100名規模の過密状況にあり、令和3年度現在、知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校を合わせ、1,065人規模の対応が必要です。

[図 4] 県立知的障害及び肢体不自由特別支援学校の各地域の受入規模と過密状況 ^{注11}
 (令和3年5月1日現在)



2 在籍者数の推移と今後の見通しについて

(1) これまでの在籍者数の推移について

県立特別支援学校の在籍者数は、平成18年度には4,013人でしたが、その後10年間で、1,497人増加して平成28年度は5,510人となり、令和3年度は5,796人（平成18年度の約1.4倍）となっています。増加の内訳を障害種別で見ると、知的障害特別支援学校の在籍者がほとんどを占めています。

一方、肢体不自由特別支援学校においては、平成18年度には648人でしたが、令和3年度は707人（平成18年度の約1.1倍）、病弱障害特別支援学校はほぼ横ばい、視覚障害特別支援学校及び聴覚特別支援学校は減少しています。

知的障害特別支援学校の児童生徒数は、宅地開発等による人口流入の要因がある千葉・葛南地域、東葛飾地域、北総地域、及び南房総地域の一部で増加傾向にあります。

注11 東葛飾地域における東葛の森特別支援学校（知的障害）の開校、千葉・葛南地域における桜が丘特別支援学校（肢体不自由）の増築棟供用に伴う受入規模の増加は、含まれていない。

(2) 今後の児童生徒数の見通し

①児童生徒数の推計方法について

今後の児童生徒数の推計については、県立特別支援学校に在籍する小学部1年生の、年齢人口に占める割合（在学率）の過去5年間の平均値を、別途、推計を行った将来人口に乗じることにより、今後の児童生徒数を推計しました。^{注12}

その際、知的障害特別支援学校については、地域において人口分布に差があることから、地域別に児童生徒数の推計を行った上で、それらを合計した値を児童生徒数の推計値としました。また、特別支援学校の在籍者数は年度により増減の変動が大きく、推計結果の精度に影響が生じることから、在学率の過去5年間の平均値を乗じる作業を中学部、高等部入学時にもそれぞれ適用するなど、条件を変えた5通りの推計を行なった上で、その平均値をとりました。

②今後の児童生徒数の見通しについて

児童生徒数の今後の見通しについて、平成29年度から令和3年度までの推移の平均を基に推計した結果を[図5]に示しました。令和3年度の児童生徒数は5,796人ですが、その後増加を続け、5年後の令和8年度には6,024人となり、増加のピークを迎える見込みです。

このうち知的障害特別支援学校の児童生徒数は、令和3年度が4,751人であり、令和8年度には4,994人と243人増加、肢体不自由特別支援学校の児童生徒数は、令和3年度が707人であり、令和8年度には734人と27人増加する見込みです。

10年後の令和13年度は県立特別支援学校全体の児童生徒数は5,790人となり、増加のピークと見込まれる令和8年度からは234人減少すると見込まれています。しかしながら、令和13年度に見込まれる児童生徒数は、令和3年度現在の児童生徒数とほぼ同数となる見込みです。

地域ごとの推計を見てみると、宅地開発等が進んだことで人口流入の要因がある千葉・葛南地域、東葛飾地域及び北総地域では、令和8年度以降も在籍児童生徒数は増加する見込みです。また、南房総地域では、東京湾アクアライン着岸地域周辺で児童生徒数が多く見込まれています。(図6及び図7)

これらの地域では、今後、新規の宅地開発による人口流入などによる状況の変化等に伴い、実際の在籍者数が推計結果から増減する可能性もあることから、引き続き県立特別支援学校における在籍児童生徒数の増減を注視していく必要があります。

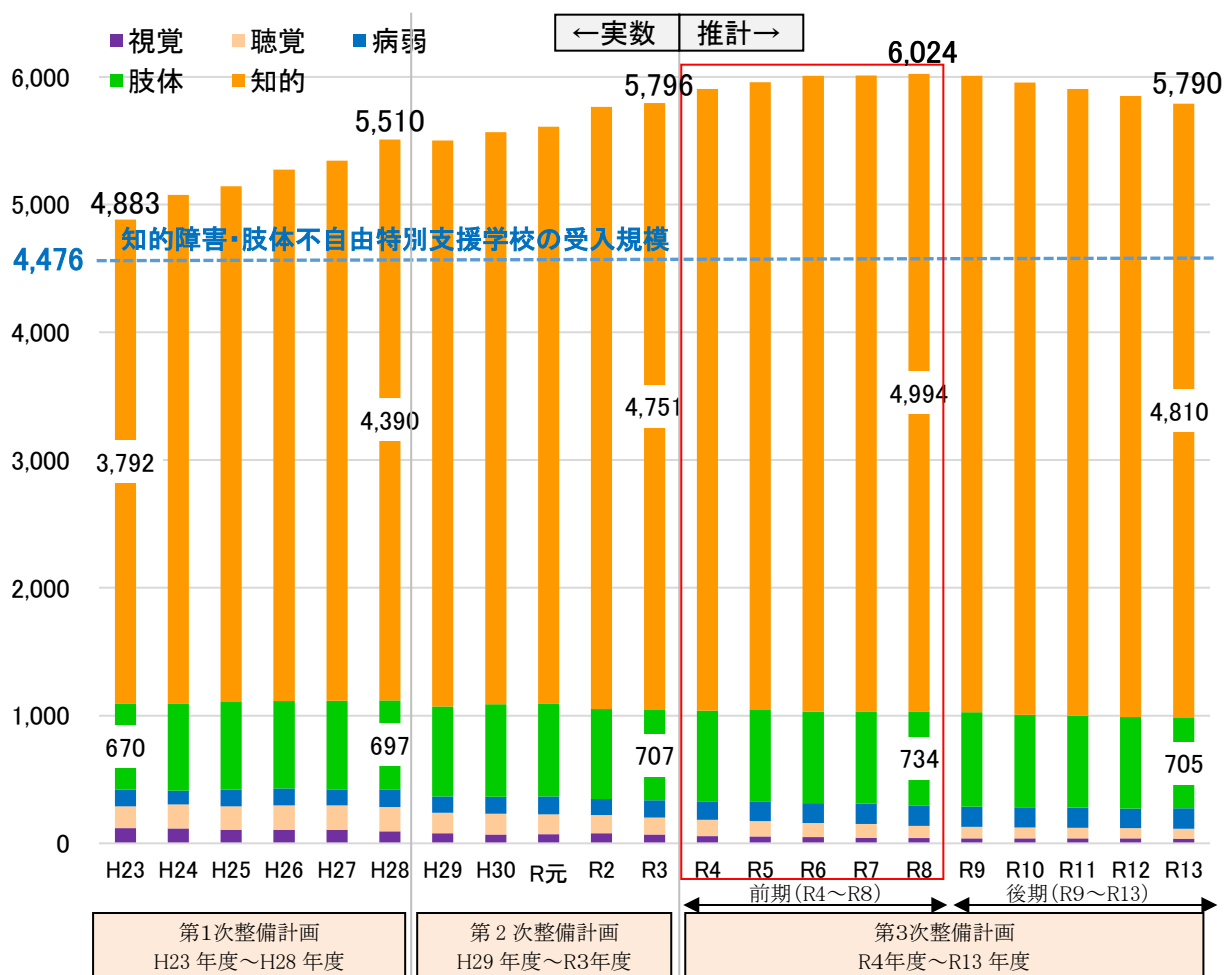
注12 児童生徒数は学校基本調査、年齢別人口は千葉県年齢別町丁字別人口、将来推計人口は『日本の地域別将来人口』（平成30（2018）年推計・国立社会保障・人口問題研究所）のデータをそれぞれ使用した。

(3) 児童生徒数増への対応に必要な対応人数について

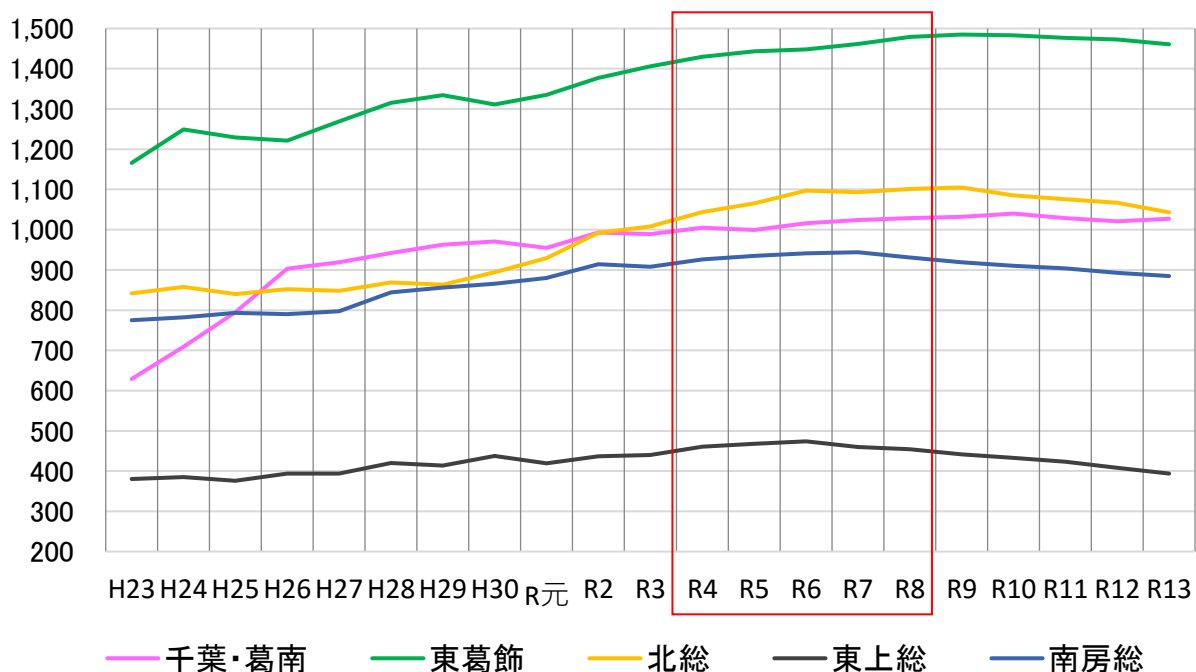
[図5]に示した令和3年度現在の今後の児童生徒数の推計によると、計画前期が終了となる令和8年度には、知的障害特別支援学校の児童生徒数は令和3年度から243人増加し4,994人に、肢体不自由特別支援学校の児童生徒数は令和3年度から27人増加し734人にそれぞれなる見込みです。

令和3年度現在、前期計画における児童生徒数増への対応に必要な対応人数は、これら増加分を合わせた270人規模の対応が必要となります。

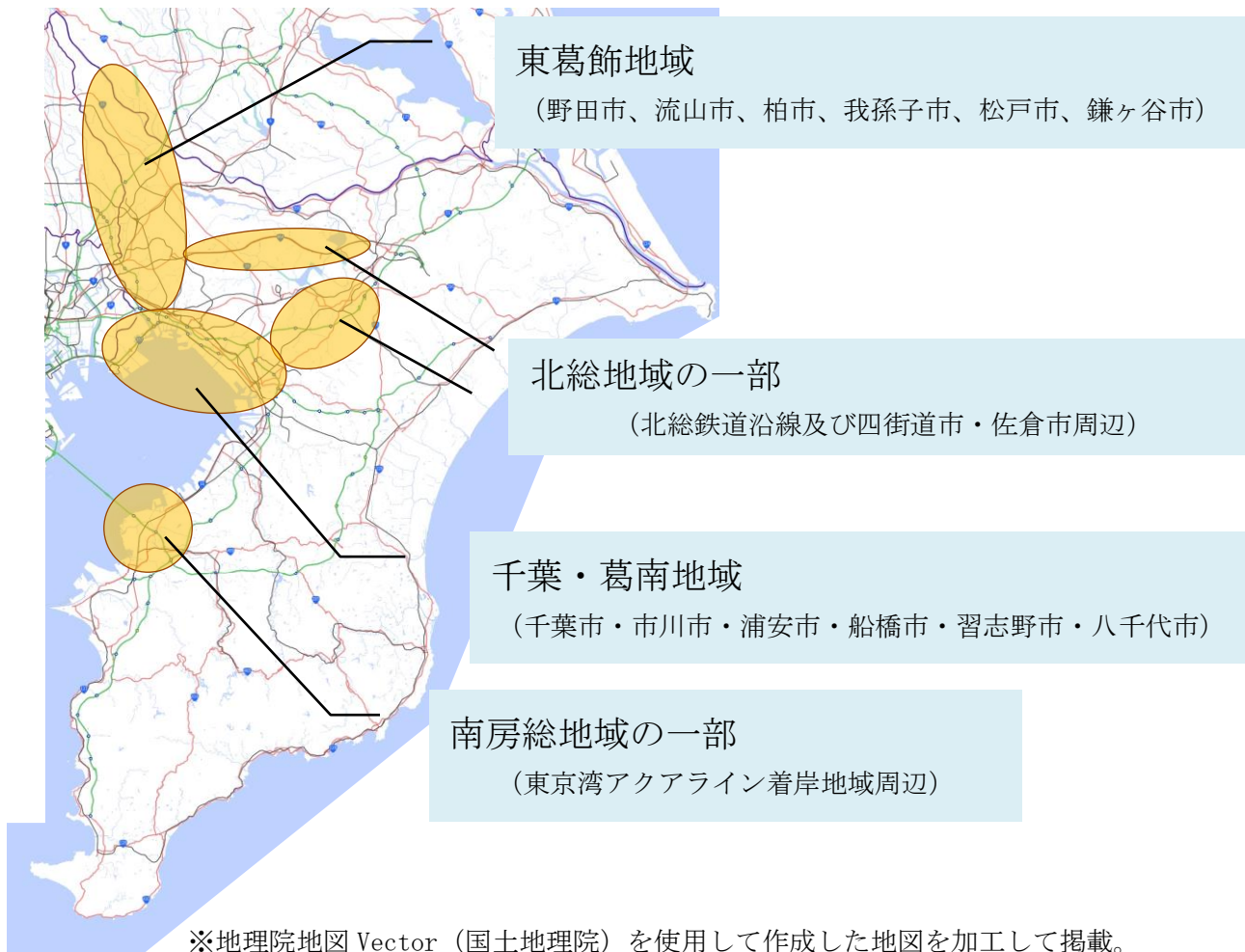
[図5] 県立特別支援学校の障害種別在籍者数の推移と今後の推計



[図6] 県立知的障害特別支援学校における地域別在籍者数の推移と今後の推計



[図7] 今後、県立知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加が見込まれる地域



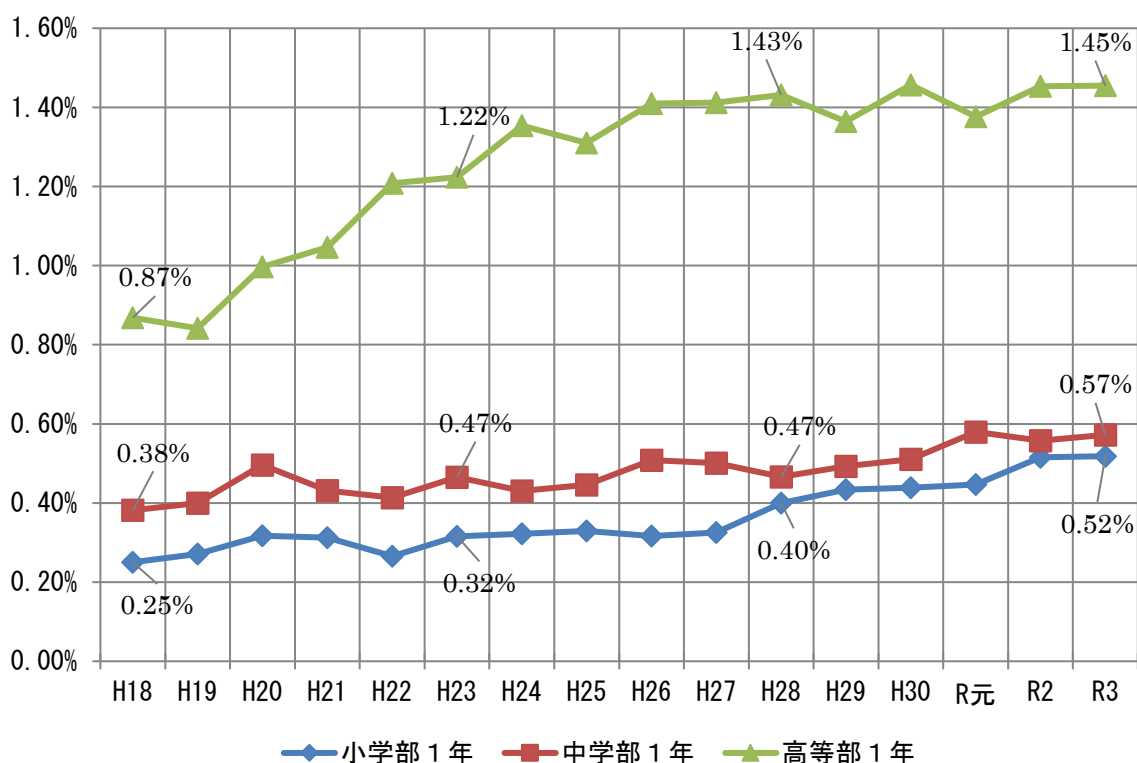
(4) 県立特別支援学校在学率の状況

年齢人口に対する特別支援学校在学率も増加傾向にあります。[図8]は、本県の年齢人口に対する県立知的障害特別支援学校の各学部1年生の在学率を集計したものです。

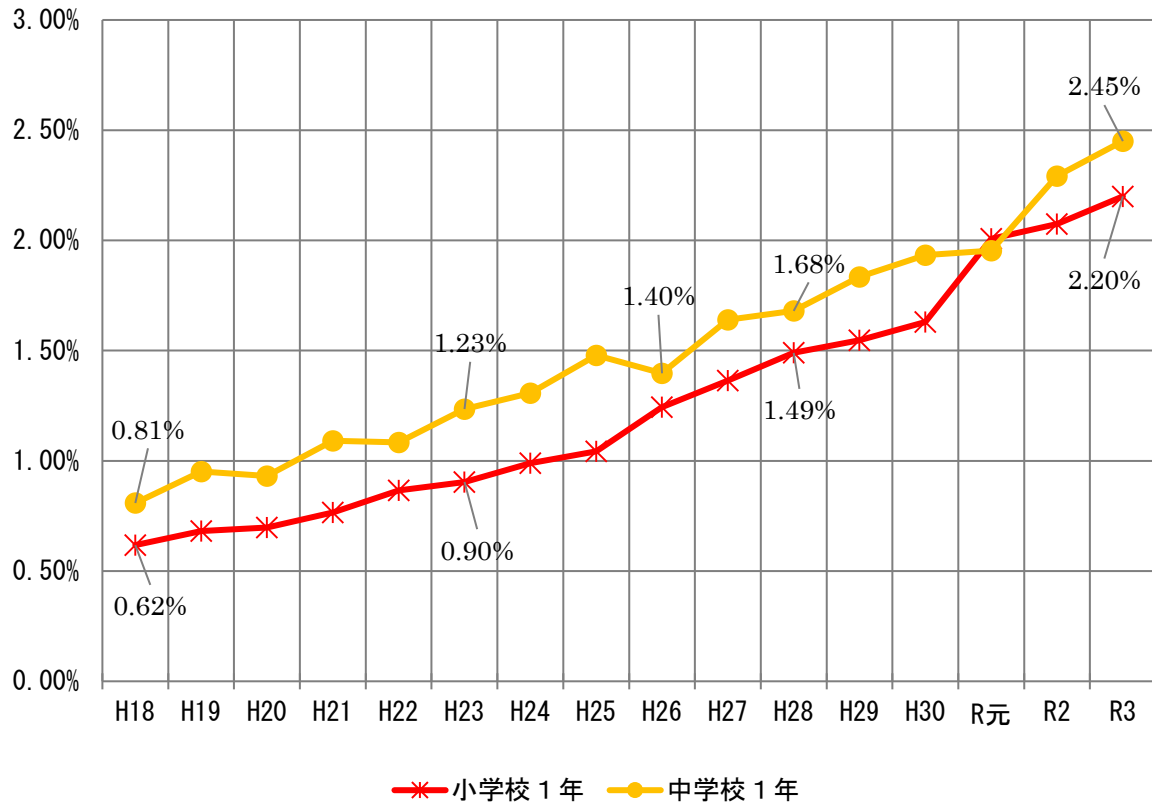
県立知的障害特別支援学校の各学部1年生における、各年齢人口に対する在学率は、平成28年度には小学部で0.40%、中学部で0.47%、高等部で1.43%でした。その後、全学部で上昇を続け、令和3年度では小学部で0.52%、中学部で0.57%となりました。直近5年間では特に小中学部の在学率の上昇が顕著となっています。

[図9]は、県内公立小・中学校における1年生の、各年齢人口に対する特別支援学級への在学率を示したものです。平成18年度以降、小中学校ともに特別支援学級の在学率は上昇を続けており、令和3年度の直近5年間で小学校1年生の特別支援学級在学率は0.71ポイント増、中学校1年生では0.77ポイント増となっています。県立特別支援学校高等部1年生の在学率が小中学部に比べて高い(図8)のは、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の多くが高等部段階から特別支援学校に入学するためです。小中学校の特別支援学級在学率が上昇していることから、今後、高等部の在学者数は増加することも考えられます。

[図8] 県立知的障害特別支援学校 各学部1年生の年齢人口に対する在学率



[図9] 県内公立小・中学校特別支援学級（知的障害・情緒障害）
各学校1年生の年齢人口に対する在学率



3 特別支援学校設置基準について

県教育委員会では、これまでも在籍者数の増加に伴う過密状況の解消を図るために、学校教育法施行規則や国が定めた特別支援学校施設整備指針等を参考としつつ、児童生徒の障害の多様化や各学校、地域の状況に応じて、必要となる施設、設備等の整備を行ってきました。

令和3年9月に、文部科学省は「特別支援学校設置基準（以下、「設置基準」という。）」を公布しました。これは、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準として初めて制定されたもので、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定されています。

具体的には、教室や自立活動室、図書室など校舎に備えるべき施設や、校舎及び運動場の面積などが規定されています。

令和3年5月1日現在の在籍者数を基に、各県立特別支援学校の設置基準の規定を満たしているか確認したところ、県立特別支援学校36校中、校舎面積については20校が、運動場面積については23校が設置基準の面積要件を満たしています。また、備えるべき施設についての規定については、例えば、図書室は25校に、自立活動室は全ての学校について満たしています。

文部科学省の通知（令和3年9月24日付け文科省通知「特別支援学校設置基準の公布等について(通知)」(3文科初第1076号)）によれば、「設置基準策定以前に設置されている特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、設置基準によらないことができることとしているが、可能な限り速やかに設置基準を満たすこととなるよう努めること」（附則第2項関係）としています。また、「この設置基準を、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準として位置付けるとともに、特別支援学校の設置者は、特別支援学校の編制、施設及び設備等がこの設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない」（第1条第2項及び第3項関係）とも規定しています。このことから、今後は、過密状況への対応に併せ、既存校も含めた県立特別支援学校の設置基準への対応も必要です。

具体的には、従前行われてきた普通教室における、複数学級での合同使用については、設置基準の趣旨を踏まえ、特別の事情がある場合を除き、教室の狭隘化や指導上の課題等が生じないようにするため、解消に向けた対応を検討する必要があります。また、過密状況への対応として、普通教室に転用されてきた図書室や音楽室、家庭教室など、学習上必要な特別教室について、過密状況への対応と併せて、学校ごとに整備に向けた対応を必要に応じて検討していきます。

注13 例えば、教育的効果を高める目的で少人数の学級同士が一つの教室で学ぶ場合等。

第2節 今後の対応

1 取組について

第3次整備計画では、大きく2つの取組を進めます。なお、整備する際には、令和3年9月に公布された設置基準の趣旨に合致することを前提とし、関係市町村等の協力を得ながら、具体的対応の検討が可能となった状況となった時点から対応していきます。

(1) 取組Ⅰ「現在の過密状況への対応」

令和3年度現在、知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校を合わせ、1,065人規模の過密状況にあることから、これを解消するため、学校の新設及び既存校への増築等を行います。新設及び増築等を行う際は、今後見込まれる児童生徒数増への対応(取組Ⅱ)も見込んで整備する規模を設定し、対応することとします。

(2) 取組Ⅱ「今後見込まれる在籍児童生徒数増への対応」

令和3年度現在の推計に基づき、知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校で見込まれる、今後10年間の児童生徒の増加見込みに対応するため、各学校の児童生徒数や教室の使用状況等を踏まえ、学校の新設や既存校への増築等の対応を検討し、教育環境の改善に努めます。

2 手法及び具体的対応について

(1) 手法について

整備手法としては、設置基準の趣旨に合致することを前提とし、

- ① 県立学校及び市町村立学校の転用可能な校地・校舎等を活用した学校の新設
- ② 既存校舎の増築等

の二つの手法で対応します。

また、採用する具体的な整備の手法や想定する学校規模については、第2次整備計画の継続事業を含め、関係市町村等との協議の結果、対応が可能となった段階で現在の児童生徒数等の状況と今後の増加見込みを考慮し、検討した上で整備に着手します。

(2) 具体的な対応について

①前期計画

取組 I を優先して取り組むこととします。特に、第2次整備計画からの継続事業や、受入規模に対する在籍者数や過密に伴う普通教室の合同使用の状況等から判断して著しい過密状況にある県立特別支援学校については、関係市町村等の協力を得ながら、早急に対応に着手できるよう努めます。(表3)

なお、関係市町村等との協議や新設校等の設計、建築工事に相当の期間がかかることから、対象校敷地内への増築等、対応完了までの間の応急的な過密状況への対応を併せて検討し、実施します。

(表3) 第3次県立特別支援学校整備計画(前期計画)における対応予定

| 地域 | 対象校 | 対応障害種 |
|-------|-----------------------|---------------|
| 千葉・葛南 | 千葉特別支援学校 八千代特別支援学校 | 知的障害 |
| | 市川特別支援学校 船橋特別支援学校 | 知的障害 肢体不自由 |
| 東葛飾 | 松戸特別支援学校 | 肢体不自由 |
| 北総 | 印旛特別支援学校 | 知的障害 |
| 南房総 | 君津特別支援学校 | 知的障害 |

各学校の在籍者数の増減や学校を取り巻く状況等について引き続き注視し、上記以外の県立特別支援学校においても、その状況に応じて必要な対応を検討する。

※後期計画における具体的な対応については令和8年度に中間評価を行った上で、対応する学校、地域を検討する。

②後期計画

後期計画では、残る過密状況の解消に努める予定ですが、現在行っている推計から令和8年度以降は児童生徒数が減少に転じると見込まれるものの、公立小中学校に設置された特別支援学級や県立特別支援学校の在学率は、依然増加傾向であることから、さらに過密状況への対応を行う必要が生じる可能性も否定できません。

よって、後期計画における具体的対応については、毎年の県立特別支援学校の在籍者数の推移を引き続き注視するとともに、令和8年度に改めて児童生徒数の推計を行い、中間評価を行った上で具体的対応を検討し、必要な規模の整備に努めることとします。具体的な対応については、その時点で計画に位置付けます。

③設置基準への対応

既存校における設置基準への対応については、設置基準の趣旨及び規定を踏まえ、過密状況への対応や千葉県県有建物長寿命化計画に伴う県立特別支援学校の大規模改修への対応と併せ、各学校の状況に応じて個別に対応を検討していきます。

なお、各県立特別支援学校の教室の使用状況や学校を取り巻く状況、各校の児童生徒数の増減について引き続き注視し、状況の急変等により、過密状況の解消に向けた対応が必要になった場合には、幼児児童生徒の教育環境の改善に向け、当該県立特別支援学校の状況に応じて必要な対応を検討していきます。

第3節 整備に係る課題

今後の整備については、過密状況への対応が急務であることから、引き続き、対象校の通学区域内にある県立学校及び市町村立学校の使用しなくなる校地・校舎等を活用した整備を行っていきます。

しかしながら、人口流入の多い地域については、活用できる施設等が限られることから、早急な対応が難しくなります。引き続き、関係市町村等の協力を得て、候補施設の調査を継続するとともに、できるだけ早い対応ができるよう、^{注14} 県立学校及び市町村立学校等の既存校への併設による新設校等の設置も進めていきます。

小・中・高等学校等の既存校への併設による新設校等の設置は、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に学ぶことが可能となることから、子供たちが共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現に資するものです。一方、既存校と新設される県立特別支援学校が、教室や体育館、運動場等を共用することになることから、双方の学校において教育上及び安全上支障が生じないように、事前に十分な協議等を重ねるなど、配慮する必要があります。また、今後計画されている校舎等大規模改修工事との調整や、特別支援学校で学習に使用する農場等の実習施設の整備など、検討すべき課題もあります。

県教育委員会では、既存校への併設による整備を行い、施設・設備等を共用する場合には、例えば、図書室については特別支援学校の幼児児童生徒のための書籍を備えることや、特別教室や運動場等については、特別支援学校の幼児児童生徒が不自由なく使用できるようにすること等、関係市町村等や既存校、新設する特別支援学校と丁寧に調整を進め、双方の学校において教育上及び安全上の支障が生じないように、努めます。

注14 県立学校及び市町村立学校の使用しなくなる校地・校舎等の活用例

A 使用しなくなった校舎の活用

使用しなくなった県立高等学校の校舎や市町村立学校等の校舎を活用し、増改築を行いながら対応する方法。

B 使用する校舎を分けて活用

現在ある県立高等学校や市町村立学校等の余裕施設を活用して対応する方法。

C 余裕教室を活用

現在ある県立高等学校や市町村立学校等の余裕教室を活用して対応する方法。

第3次県立特別支援学校整備計画(案)

令和4年1月

編集・発行／千葉県教育委員会
(教育振興部特別支援教育課)

〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1
電話 043-223-4079